

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成15年12月25日
【中間会計期間】	第2期中（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほフィナンシャルグループ
【英訳名】	Mizuho Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 前田 晃伸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	東京 03（5224）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部部長 鈴木 恒徳
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	東京 03（5224）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部部長 鈴木 恒徳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目6番10号）

第一部【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当中間連結会計期間及び最近連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	平成15年度 中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	平成14年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
連結経常収益（百万円）	1, 743, 165	3, 435, 997
連結経常利益（△は連結経常損失）（百万円）	505, 442	△2, 130, 547
連結中間純利益（△は連結中間純損失）（百万円）	255, 397	—
連結当期純利益（△は連結当期純損失）（百万円）	—	△2, 377, 172
連結純資産額（百万円）	3, 274, 737	2, 861, 066
連結総資産額（百万円）	135, 484, 694	134, 032, 747
1 株当たり純資産額（円）	29, 072. 85	△20, 376. 71
1 株当たり中間純利益（△は1 株当たり中間純損失）（円）	26, 320. 47	—
1 株当たり当期純利益（△は1 株当たり当期純損失）（円）	—	△254, 524. 65
潜在株式調整後1 株当たり中間純利益（円）	12, 301. 29	—
潜在株式調整後1 株当たり当期純利益（円）	—	—
連結自己資本比率 （国際統一基準）（％）	10. 63	9. 53
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	3, 033, 795	△2, 196, 162
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△3, 592, 128	△206, 336
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△161, 729	△394, 021
現金及び現金同等物の中間期末残 高（百万円）	6, 327, 649	—
現金及び現金同等物の期末残高 （百万円）	—	7, 048, 505
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕（人）	49, 325 [20, 193]	50, 149 [21, 022]

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間純利益（又は当期純損失）」、及び「潜在株式調整後1株当たり中間純利益（又は当期純利益）」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成14年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であることから記載していません。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は国際統一基準を採用しております。

(2) 当社の当中間会計期間及び最近事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第2期中	第1期
決算年月	平成15年9月	平成15年3月
営業収益（百万円）	20,393	957
経常利益（百万円）	15,036	55
中間（当期）純利益 （百万円）	11,251	30
資本金（百万円）	1,540,965	1,540,965
発行済株式総数（株）	普通株式 11,295,311.91 優先株式 2,094,030	普通株式 10,582,426.71 優先株式 2,144,930
純資産額（百万円）	3,534,947	3,545,885
総資産額（百万円）	3,598,545	3,595,643
1株当たり中間配当額（円）	普通株式 — 第一回第一種 優先株式 — 第二回第二種 優先株式 — 第三回第三種 優先株式 — 第四回第四種 優先株式 — 第六回第六種 優先株式 — 第七回第七種 優先株式 — 第八回第八種 優先株式 — 第九回第九種 優先株式 — 第十回第十種 優先株式 — 第十一回第十一種 優先株式 — 第十二回第十一種 優先株式 — 第十三回第十三種 優先株式 —	———
1株当たり配当額（円）	———	普通株式 — 第一回第一種 優先株式 22,500 第二回第二種 優先株式 8,200 第三回第三種 優先株式 14,000 第四回第四種 優先株式 47,600 第六回第六種 優先株式 42,000 第七回第七種 優先株式 11,000 第八回第八種 優先株式 8,000 第九回第九種 優先株式 17,500 第十回第十種 優先株式 5,380 第十一回第十一種 優先株式 165 第十二回第十一種 優先株式 21 第十三回第十三種 優先株式 247
自己資本比率（％）	98.23	98.61
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕（人）	278 〔27〕	273

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、「みずほフィナンシャルグループ」（当社及び当社の関係会社。以下、当社グループ）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

当社グループは、平成15年度上期より「みずほの『企業再生プロジェクト』」をスタートし、企業再生の早期実現と信用創造機能の一段の強化を行う体制を整備いたしました。具体的には、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社各々の直接子会社として、再生専門子会社4社（株式会社みずほプロジェクト、株式会社みずほコーポレート、株式会社みずほグローバル、株式会社みずほアセット）を設立し、各銀行から再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を各再生専門子会社に分離いたしました。また、当社の子会社として、企業再生に係るノウハウ等を結集して企業再生スキームを各再生専門子会社に提供する株式会社みずほアドバイザーを設立いたしました。

3【関係会社の状況】

- (1) 当中間連結会計期間において、当社の関連会社から子会社に変更となった会社はありません。
- (2) 当中間連結会計期間において、当社の子会社から関連会社に変更となった会社はありません。
- (3) 当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

ユーシーカードシステム株式会社	FBTC Leasing Corporation
株式会社ワールドゲートウェイ	Honfirst Investment Limited
Atlantic Asset Management, L.L.C.	Honfirst Land Limited
C.F.Finance Company Limited	Honfirst Property Agency Limited
C.F.Overseas, Inc.	IBJ Capital Management U.K. Limited
Cekiang First Bank (Luxembourg) S.A.	IBJ Lanston Futures Pte.Ltd.
Cekiang First Bank (Nominees) Limited	IBJ Leasing (Hong Kong) Limited
Cekiang First Bank (Trustees) Limited	IBJTC Leasing Corporation
Cekiang First Bank Ltd.	IBJTC Leasing Corporation-BSC
Cekiang First Securities Co. Ltd.	Mizuho Corporate Asia (Singapore) Limited
DKB Financial Products (HK) Limited	P.T.Jaya Fuji Leasing Pratama
DKB Financial Products (UK) Limited	

- (4) 当中間連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社は次のとおりであります。

(連結子会社)

銀行業

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合（％）	当社との関係内容				
					役員の兼任等（人）	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
株式会社みずほプロジェクト	東京都千代田区	百万円10,000	貸金業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
株式会社みずほコーポレート	東京都中央区	百万円187,755	貸金業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
株式会社みずほグローバル	東京都中央区	百万円101,730	貸金業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
株式会社みずほアセット	東京都中央区	百万円34,431	貸金業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Whitehall Trust Company	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル2,000	信託業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—

その他事業

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合（％）	当社との関係内容				
					役員の兼任等（人）	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
株式会社みずほアドバイザー	東京都千代田区	百万円100	コンサルティング業務	60.0 (50.0)	2 (2)	—	経営管理	—	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、株式会社みずほコーポレートは特定子会社に該当します。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
4. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）であります。
5. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当社の役員（内書き）であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成15年9月30日現在

	銀行業	証券業	その他事業	合計
従業員数（人）	37,389 [19,103]	4,084 [588]	7,852 [502]	49,325 [20,193]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員19,881人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成15年9月30日現在

従業員数（人）	278 [27]
---------	-------------

- (注) 1. 従業員数は、執行役員2人、嘱託及び臨時従業員29人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社に在籍する組合員数（他社への出向者を含む）は823人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

(金融経済環境)

当中間連結会計期間の経済情勢を顧みますと、米国では個人消費や設備投資が堅調に推移するなかで、金融緩和や大型減税等の景気刺激策を講じたことも功を奏し、景気は回復基調で推移しました。アジアでも輸出の増加等により景気回復傾向が続きました。一方、欧州諸国では輸出や設備投資の低迷が続き、個人消費も低調に推移するなど、景気は停滞しました。総じてみますと、世界経済は、年度当初におけるイラク戦争やSARS感染等の景気下押し要因も解消し、米国主導による緩やかな回復基調で推移しました。

我が国では、世界経済の回復に伴う輸出の増加やリストラの進展等による企業収益の改善等を受けて、景気は回復基調を強めました。一方で、デフレの長期化や個人消費の伸び悩み、9月以降急速に進んだ円高等に鑑みますと、景気の先行きについては不安要因が残っています。

金融資本市場においては、足元の我が国の景気動向等を反映して、株価は年度初めには急落したものの5月以降は急速に上昇し、長期金利は8月以降大幅に上昇しました。日本銀行は平成15年6月に金融政策の一環として資産担保証券の買入れを決定し、同年9月には銀行保有株式の買取りの1年間延長を決定しました。

金融に関しては、政府は平成14年10月に策定した金融再生プログラムの個別項目についての検討と具体化を進めました。また、官民一体となって企業・産業再生を進める観点から、平成15年4月に産業再生機構が設立されました。金融機関においては、企業倒産が高水準で推移する等の厳しい経営環境の下、不良債権の最終処理を進めつつ、企業再生への取り組み強化や経営基盤の抜本的な強化を積極的に進めております。

(業績の概況)

当中間連結会計期間の連結経常収益は1兆7,431億円、連結経常利益は5,054億円、連結中間純利益は2,553億円となりました。

資金運用収支は5,852億円、信託報酬は268億円、役務取引等収支は1,964億円、特定取引収支は1,291億円、その他業務収支は1,598億円となりました。

営業経費は、コスト構造改革を着実に推進しており、5,721億円となりました。

与信関係費用は、前年度決算において、最終処理加速と資産劣化リスクへの万全な対応を行った一方、更なる引当水準の強化を図ったことから1,695億円となりました。株式関係損益は、株式相場改善の環境下、保有株式リスクの軽減を図り、積極的な保有株式の圧縮などを継続した結果、1,195億円の利益となりました。

以上をふまえ、連結経常利益は5,054億円となりました。

特別損益は、東京都の外形標準課税の還付金、厚生年金基金の代行部分返上に伴う利益計上などにより、716億円の利益となりました。

連結経常利益に特別損益を加えまして、税金等調整前中間純利益は5,770億円となりました。

税金等調整前中間純利益に法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、少数株主利益を加味しました連結中間純利益は2,553億円となりました。

連結自己資本比率（国際統一基準）は、10.63%となりました。

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業、証券業、その他事業に区分して記載しております。

銀行業の経常収益は1兆5,456億円、経常利益は4,816億円となりました。証券業の経常収益は1,512億円、経常利益は326億円となりました。その他事業の経常収益は1,395億円、経常利益は88億円となりました。

所在地別セグメントにつきましては、日本、米州、欧州、アジア・オセアニアに区分して記載しております。

国内における経常収益は1兆6,251億円、経常利益は5,183億円となりました。米州における経常収益は1,567億円、経常利益は223億円となりました。欧州における経常収益は946億円、経常利益は12億円となりました。アジア・オセアニアにおける経常収益は475億円、経常利益は306億円となりました。なお、海外経常収益は連結経常収益1兆7,431億円に対して2,527億円となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは3兆337億円のプラスとなり、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローはそれぞれ3兆5,921億円、1,617億円のマイナスとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は6兆3,276億円となりました。

(3) 事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で5,968億円、証券業で△33億円、その他事業で62億円、相殺消去額控除後で合計5,852億円となりました。信託報酬は、銀行業で268億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で1,356億円、証券業で374億円、その他事業で490億円、相殺消去額控除後で合計1,964億円となりました。特定取引収支は、銀行業で689億円、証券業で601億円、合計1,291億円となりました。その他業務収支は、銀行業で1,423億円、証券業で6億円、その他事業で444億円、相殺消去額控除後で合計1,598億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	その他事業	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	596,836	△3,300	6,209	14,544	585,201
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	797,581	50,231	9,007	33,219	823,600
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	200,745	53,532	2,797	18,675	238,399
信託報酬	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	26,846	—	—	—	26,846
役務取引等収支	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	135,617	37,473	49,005	25,695	196,401
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	170,989	46,775	55,621	28,224	245,161
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	35,371	9,301	6,615	2,528	48,760
特定取引収支	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	68,916	60,197	—	—	129,113
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	68,916	60,197	—	—	129,113
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	142,313	677	44,452	27,573	159,869
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	249,591	737	57,326	28,387	279,267
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	107,277	60	12,874	813	119,398

(注) 1. 当中間連結会計期間より、事業別収支を記載しております。

2. 事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下の通りです。

銀行業……………銀行業、信託業

証券業……………証券業

その他事業…クレジットカード業、投資顧問業等

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(4) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間は、資金運用収支は5,852億円、信託報酬は268億円、役務取引等収支は1,964億円、特定取引収支は1,291億円、その他業務収支は1,598億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	582,889	70,137	67,825	585,201
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	737,924	201,517	115,842	823,600
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	155,035	131,380	48,017	238,399
信託報酬	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	26,825	20	—	26,846
役務取引等収支	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	192,395	4,168	162	196,401
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	230,395	28,894	14,128	245,161
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	38,000	24,725	13,965	48,760
特定取引収支	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	101,032	28,081	—	129,113
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	101,630	49,316	21,833	129,113
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	598	21,235	21,833	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	150,344	8,912	△611	159,869
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	261,176	18,177	85	279,267
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	110,831	9,264	697	119,398

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社（海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(5) 国内・海外別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間は、資金運用勘定の平均残高は1,099,905億円、利息は8,236億円、利回りは1.49%となり、資金調達勘定の平均残高は1,136,614億円、利息は2,383億円、利回りは0.41%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	99,595,230	737,924	1.48
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	62,747,920	517,272	1.64
うち有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	24,700,893	199,864	1.61
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	2,273,384	463	0.04
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	171,164	2	0.00
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	6,809,841	701	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,202,055	6,919	1.15
資金調達勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	103,812,274	155,035	0.29
うち預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	61,376,811	36,225	0.11
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	8,229,948	1,704	0.04
うち債券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	11,256,166	49,650	0.88
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	11,225,045	820	0.01
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,216,197	42	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	4,936,898	6,132	0.24
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	901,923	490	0.10
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	3,243,327	47,811	2.94

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高等を利用しております。
2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	12,609,970	201,517	3.19
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	6,198,130	115,328	3.72
うち有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,084,030	21,470	3.96
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	345,575	2,508	1.45
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	3,704,189	38,366	2.07
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	907,526	8,863	1.95
資金調達勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	12,226,338	131,380	2.14
うち預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	3,127,141	22,433	1.43
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	131,136	1,287	1.96
うち債券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	6,379	45	1.41
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	55,766	653	2.34
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	7,174,730	65,254	1.81
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	170,627	3,331	3.90

（注） １． 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高等を利用しております。

２． 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

３． 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （%）
		小計	相殺消去額 （△）	合計	小計	相殺消去額 （△）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	112,205,200	2,214,616	109,990,583	939,442	115,842	823,600	1.49
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	68,946,051	921,596	68,024,454	632,601	30,078	602,522	1.77
うち有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	25,784,924	904,838	24,880,085	221,335	72,531	148,803	1.19
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	2,618,959	—	2,618,959	2,972	0	2,972	0.22
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	3,875,353	5,993	3,869,360	38,369	—	38,369	1.98
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	6,809,841	6,226	6,803,614	701	15	685	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	2,109,581	305,923	1,803,658	15,782	410	15,372	1.70
資金調達勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	116,038,612	2,377,125	113,661,487	286,416	48,017	238,399	0.41
うち預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	64,503,952	310,793	64,193,159	58,659	1,179	57,479	0.17
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	8,361,084	—	8,361,084	2,992	—	2,992	0.07
うち債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	11,262,545	1,157	11,261,388	49,695	—	49,695	0.88
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	11,280,811	2,763	11,278,048	1,474	9	1,464	0.02
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	8,390,927	5,868	8,385,058	65,296	0	65,296	1.55
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	4,936,898	6,381	4,930,516	6,132	18	6,113	0.24
うちコマースャル・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	901,923	—	901,923	490	—	490	0.10
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	3,413,954	1,948,983	1,464,970	51,142	34,333	16,809	2.29

（注） 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

次へ

(6) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間は、役務取引等収益は2,451億円、役務取引等費用は487億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	230,395	28,894	14,128	245,161
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	41,596	11,638	14	53,220
うち為替業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	55,890	2,340	9	58,220
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	40,745	6,821	4,314	43,251
うち代理業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	17,836	405	233	18,007
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	4,926	13	0	4,939
うち保証業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	14,433	2,718	265	16,885
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	16,532	1,467	—	18,000
役務取引等費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	38,000	24,725	13,965	48,760
うち為替業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	14,241	78	2	14,316

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

次へ

(7) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間は、特定取引収益は1,291億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	101,630	49,316	21,833	129,113
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	38,234	46,768	—	85,002
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	2,548	598	1,950
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	62,424	—	21,234	41,189
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	971	—	0	971
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	598	21,235	21,833	—
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	598	—	598	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	21,234	21,234	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	0	0	—

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 内訳科目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、国内・海外・合計ごとの純額を表示しております。

② 特定取引資産・負債の内訳（末残）

当中間連結会計期間末は、特定取引資産は91,505億円、特定取引負債は65,274億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引資産	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	6,910,339	3,594,029	1,353,775	9,150,593
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	3,735,783	1,633,480	—	5,369,263
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	25,153	907	—	26,061
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	179,720	—	179,720
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	193	1,073	991	275
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	2,309,524	1,778,846	1,352,783	2,735,586
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	839,685	—	—	839,685
特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	5,036,969	2,843,487	1,353,030	6,527,425
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	2,890,328	849,197	—	3,739,526
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	15,506	5	—	15,511
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	210,960	—	210,960
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,642	20	991	670
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	2,129,492	1,783,304	1,352,039	2,560,757
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

次へ

(8) 国内・海外別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	63,129,703	2,772,966	296,421	65,606,248
うち流動性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	35,154,382	541,257	4,852	35,690,787
うち定期性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	23,404,164	2,088,093	269,015	25,223,242
うちその他	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	4,571,155	143,615	22,553	4,692,218
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	8,600,690	122,852	—	8,723,542
総合計	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	71,730,393	2,895,818	296,421	74,329,790

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 預金の区分は次のとおりであります。

① 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

② 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(9) 国内・海外別債券残高の状況

○債券の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
利付債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	8,992,516	—	—	8,992,516
割引債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,683,195	—	—	1,683,195
外貨建債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	27,456	3,932	1,112	30,275
合計	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	10,703,167	3,932	1,112	10,705,987

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には、内部取引金額等を記載しております。

4. 「利付債券」には、利付みずほ銀行債券及び利付みずほコーポレート銀行債券を含んでおります。

5. 「割引債券」には、割引みずほ銀行債券を含んでおります。

(10) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成15年 9 月30 日	
	貸出金残高（百万円）	構成比（％）
国内（除く 特別国際金融取引勘定分）	63,271,846	100.00
製造業	9,125,543	14.42
農業	59,475	0.09
林業	2,198	0.00
漁業	13,464	0.02
鉱業	136,264	0.22
建設業	2,075,415	3.28
電気・ガス・熱供給・水道業	960,949	1.52
情報通信業	1,028,447	1.63
運輸業	3,184,576	5.03
卸売・小売業	8,142,428	12.87
金融・保険業	6,759,151	10.68
不動産業	7,122,563	11.26
各種サービス業	10,645,092	16.83
地方公共団体	254,284	0.40
その他	13,761,991	21.75
海外及び特別国際金融取引勘定分	4,718,304	100.00
政府等	157,967	3.35
金融機関	440,379	9.33
その他	4,119,957	87.32
合計	67,990,151	—

（注） 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成15年 9 月30 日	インドネシア共和国	59,837
	その他（7 か国）	3,855
	合計	63,692
	（資産の総額に対する割合）	（ 0.04 ％ ）

（注） 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(11) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	15,357,826	—	15,357,826
地方債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	102,884	—	102,884
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,344,873	2,797	1,347,670
株式	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	5,061,408	—	5,061,408
その他の証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	4,260,262	1,026,477	5,286,739
合計	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	26,127,254	1,029,274	27,156,529

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件（平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成15年 9 月30日
		金額（百万円）
基本的項目	資本金	1, 540, 965
	うち非累積的永久優先株（注1）	—
	新株式払込金	—
	資本剰余金	1, 262, 267
	利益剰余金	172, 099
	連結子会社の少数株主持分	1, 030, 063
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	959, 721
	その他有価証券の評価差損（△）	—
	自己株式払込金	—
	自己株式（△）	134, 139
	為替換算調整勘定	△78, 236
	営業権相当額（△）	108
	連結調整勘定相当額（△）	—
	計（A）	3, 792, 911
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	612, 721
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45％	159, 785
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45％相当額	279, 733
	一般貸倒引当金	1, 512, 192
	負債性資本調達手段等	2, 755, 094
	うち永久劣後債務（注3）	1, 155, 712
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	1, 599, 381
	計	4, 706, 806
	うち自己資本への算入額（B）	3, 792, 911
準補完的項目	短期劣後債務	—
	うち自己資本への算入額（C）	—
控除項目	控除項目（注5）（D）	121, 561
自己資本額	（A）＋（B）＋（C）－（D）（E）	7, 464, 260

項目		平成15年9月30日
		金額（百万円）
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	65,136,839
	オフ・バランス取引項目	4,234,173
	信用リスク・アセットの額（F）	69,371,013
	マーケット・リスク相当額に係る額（（H）／8％）（G）	833,180
	（参考）マーケット・リスク相当額（H）	66,654
	計（（F）＋（G））（I）	70,204,193
連結自己資本比率（国際統一基準）＝E／I×100（％）		10.63

- （注） 1．当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2．告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
- 3．告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- （1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - （2）一定の場合を除き、償還されないものであること
 - （3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - （4）利払い義務の延期が認められるものであること
- 4．告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5．告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

(※) 優先出資証券の概要

当社は、当社の海外特別目的会社が発行している下記 1 の各優先出資証券及び当社の連結子会社である株式会社みずほコーポレート銀行の海外特別目的会社が発行している下記 2 の各優先出資証券を当社の「連結自己資本比率」の「基本的項目」に算入しております。

1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) Limited (以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 1 Limited (以下、「MPC1」といい、以下に記載される優先出資証券Series A及びSeries Bを総称して「本MPC1優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 2 Limited (以下、「MPC2」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC2優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成21年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要） Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	変動配当（金利ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	Series A 変動配当（金利ステップ・アップなし。） Series B 変動配当（平成24年6月の配当支払日以降は、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される。） （何れも下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	変動配当（ただし、平成24年6月の配当支払日以降は、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される。）（下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	1,760億円	Series A 1,710億円 Series B 1,125億円	730億円
払込日	平成11年3月15日	平成14年2月14日	平成14年2月14日

配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPCに対して損失補填事由証明書（注1）を交付した場合 ② 当社優先株式（注2）への配当が停止された場合 ③ 当社がMPCに対して可処分配当可能利益（注3）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注5）でなく、かつ、当社がMPCに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPC 1に対して損失補填事由証明書（注1）を交付した場合 ② 当社優先株式（注2）への配当が停止された場合 ③ 当社がMPC 1に対して可処分配当可能利益（注3）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注5）でなく、かつ、当社がMPC 1に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPC 2に対して損失補填事由証明書（注1）を交付した場合 ② 当社優先株式（注2）への配当が停止された場合 ③ 当社がMPC 2に対して可処分配当可能利益（注3）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注5）でなく、かつ、当社がMPC 2に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。
配当可能利益制限	当社がMPCに対して配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注3）に制限される。	当社がMPC 1に対して配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注3）に制限される。	当社がMPC 2に対して配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注3）に制限される。
配当制限	当社優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注6）への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注6）への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注6）への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式（注2）と同格	当社優先株式（注2）と同格	当社優先株式（注2）と同格

次へ

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 5 Limited (以下、「MPC 5」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC 5優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 6 Limited (以下、「MPC 6」といい、以下に記載される優先出資証券Series A及びSeries Bを総称して「本MPC 6優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 7 Limited (以下、「MPC 7」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC 7優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券

償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	変動配当（ただし、平成25年6月の配当支払日以降は、100ベシス・ポイントのステップ・アップ金利が付される。）（下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	Series A、Series Bともに変動配当（ただし、平成25年6月の配当支払日以降は、100ベシス・ポイントのステップ・アップ金利が付される。）（下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	変動配当（ただし、平成25年6月の配当支払日以降は、100ベシス・ポイントのステップ・アップ金利が付される。）（下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	455億円	Series A 195億円 Series B 25億円	510億円
払込日	平成14年8月9日	Series A 平成14年8月9日 Series B 平成14年8月30日	平成14年8月30日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPC5に対して損失補填事由証明書（注1）を交付した場合 ② 当社優先株式（注2）への配当が停止された場合 ③ 当社がMPC5に対して可処分配当可能利益（注3）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注5）でなく、かつ、当社がMPC5に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPC6に対して損失補填事由証明書（注1）を交付した場合 ② 当社優先株式（注2）への配当が停止された場合 ③ 当社がMPC6に対して可処分配当可能利益（注3）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注5）でなく、かつ、当社がMPC6に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPC7に対して損失補填事由証明書（注1）を交付した場合 ② 当社優先株式（注2）への配当が停止された場合 ③ 当社がMPC7に対して可処分配当可能利益（注3）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注5）でなく、かつ、当社がMPC7に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。

配当可能利益制限	当社がMPC 5 に対して配当可能利益制限証明書（注 4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注 3）に制限される。	当社がMPC 6 に対して配当可能利益制限証明書（注 4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注 3）に制限される。	当社がMPC 7 に対して配当可能利益制限証明書（注 4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注 3）に制限される。
配当制限	当社優先株式（注 2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注 6）への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注 2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注 6）への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注 2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注 6）への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式（注 2）と同格	当社優先株式（注 2）と同格	当社優先株式（注 2）と同格

(注) 1. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当社が各発行体に対して交付する証明書（ただし、損失補填事由が以下の④の場合には、その交付は当社の裁量による）であり、損失補填事由とは、当社につき、以下の事由が発生する場合をいう。①当社によりもしくは当社に対して、清算手続が開始され、または当社に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、②会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当社の債権者に対して送付された場合、③監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、④自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、⑤債務不履行またはその恐れのある場合、⑥債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 可処分配当可能利益

ある会計年度の直前の会計年度に係る当社の配当可能利益から、ある会計年度において当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある会計年度に当社優先株式に支払われる中間配当は、可処分配当可能利益の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、当社以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当社の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPC（MPC 1、MPC 2、MPC 5、MPC 6、MPC 7 の欄については、それぞれMPC 1、MPC 2、MPC 5、MPC 6、MPC 7）との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分配当可能利益は以下のように調整される。

調整後の可処分配当可能利益＝可処分配当可能利益×（パリティ優先出資証券の満額配当の総額）／（パリティ優先出資証券の満額配当の総額＋パラレル証券の満額配当の総額）

4. 配当可能利益制限証明書

可処分配当可能利益が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当社から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分配当可能利益を記載するものをいう。

5. 強制配当日

当社普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6. パリティ優先出資証券

MPC（MPC 1、MPC 2、MPC 5、MPC 6、MPC 7については、それぞれMPC 1、MPC 2、MPC 5、MPC 6、MPC 7）が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPC優先出資証券（MPC 1、MPC 2、MPC 5、MPC 6、MPC 7については、それぞれ本MPC 1優先出資証券、本MPC 2優先出資証券、本MPC 5優先出資証券、本MPC 6優先出資証券、本MPC 7優先出資証券。以下、本注記において同様。）と同じである優先出資証券及び本MPC優先出資証券の総称。（たとえば、MPC 1のケースでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たに発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

2. 株式会社みずほコーポレート銀行（以下、「同行」という。）の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital Company L.L.C.（以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という。）	Mizuho JGB Investment L.L.C.（以下、「MJI」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MJI優先出資証券」という。）
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）

配当	当初10年間は固定配当（ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初10年間は固定配当（ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月及び12月の最終営業日	毎年6月及び12月の最終営業日
発行総額	10億米ドル	16億米ドル
払込日	平成10年2月23日	平成10年3月16日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない（ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く）。 ① 同行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ② 同行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的会社更生計画の認可がなされた場合 ③ 同行優先株式（注2）への配当が停止され、かつ同行がMPCに対し同行優先株式への配当停止について書面で通知をしたか、もしくは本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ④ 同行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない（ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く）。 ① 同行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MJII優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ② 同行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的会社更生計画の認可がなされた場合 ③ 同行優先株式（注2）への配当が停止され、かつ同行がMJIIに対し同行優先株式への配当停止について書面で通知をしたか、もしくは本MJII優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ④ 同行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MJII優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合
強制配当事由	同行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該営業年度終了後に開始する連続した2配当期間（注3）にかかる配当支払日において、本MPC優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない（配当停止条件における②の状態が生じている場合を除く）。	同行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該営業年度終了後に開始する連続した2配当期間（注3）にかかる配当支払日において、本MJII優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない（配当停止条件における②の状態が生じている場合を除く）。
配当可能利益制限	定めなし	定めなし
配当制限	定めなし	定めなし
残余財産請求権	同行優先株式（注2）と同格	同行優先株式（注2）と同格

（注）1．配当禁止通知

Mizuho Preferred Capital Company L.L.C.（Mizuho JGB Investment L.L.C.についてはMizuho JGB Investment L.L.C.）について、配当支払日の10日以上前にMizuho Preferred Capital Holdings Inc.（Mizuho JGB Investment L.L.C.についてはMizuho JGB Investment Holdings Inc.）（米国における発行体の中間持株会社）が発行体に交付する当該配当支払日に配当を支払わない旨を指示した通知のこと。

2．同行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、同行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3．配当期間

6月の最終営業日の翌日から12月の最終営業日までの期間及び12月の最終営業日の翌日から6月の最終営業日までの期間をいう。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性から該当する情報がないため、記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループは、平成14年11月に公表いたしました『変革・加速プログラム』等経営改革の成果を着実に発揮すべく、平成15年9月に「経営の健全化のための計画」を見直し、収益基盤の更なる強化に迅速かつ果敢に取り組んでまいります。また、収益拡大策と同時に、当社グループでは、統合合理化効果を徹底的に追求すべくリストラを強化し、人件費・物件費両面にわたるコスト削減を実施いたします。具体的には、従業員数の削減及び店舗統廃合の前倒しを実施し、毎期大幅かつ着実な経費の削減を行い、当社、株式会社みずほホールディングス、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の合算で、平成19年3月期の経費を平成15年3月期比1,900億円削減し、7,000億円程度とすることを目指します。

一方、資産の健全性向上につきましては、平成15年3月期決算において、将来の資産劣化リスクへの対応と最終処理を加速した結果、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社の合算で与信関係費用2兆952億円を計上するなど、最大限の財務上の手当を行いました。今後も、平成17年3月末までに不良債権を半減させるという経営の強い決意の下、さらに最終処理のスピードアップを図ってまいります。

「経営の健全化のための計画」にお示しいたしました収益計画達成に向けた具体的な収益増強施策として、株式会社みずほ銀行では、利便性の高いネットワークと圧倒的なお客さまとお取引基盤をベースに、個人マーケットにおける、住宅ローン、外貨預金、投資信託、個人年金保険商品等の拡充や、中堅中小企業マーケットでの無担保ローン、ベンチャー企業向けファイナンスの積極対応など、顧客セグメント毎に競争力のある商品を提供してまいります。また、店舗統廃合や人員削減の前倒しによるコスト競争力の実現により、業務粗利益経費率40%台を早期に達成してまいります。

株式会社みずほコーポレート銀行では、アセットに依存した従来型ビジネスモデルから脱却し、市場型間接金融モデルへの早期転換を加速いたします。すでに国内No.1の実績を持つシンジケーションビジネスや、プロダクツビジネスの強化に努め、国内外のお客さまに最先端の金融技術を活かした高付加価値の商品・サービスを提供することで、非金利収入比率50%を目指します。

みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社などのグループ各社は、それぞれの専門性及び戦略分野を一段と強化するとともに、グループ内の相互連携を積極的に推進し、グループシナジーを徹底的に追求してまいります。

なお、当社グループは、平成14年4月のATM障害及び口座振替処理遅延等、平成14年度上期の中小企業向け貸出金実績減少ならびに平成14年度の「経営の健全化のための計画」の収益計画と実績との大幅な乖離、の三点につきまして、監督当局である金融庁より業務改善命令を受けております。私どもといたしましては、かかる処分を真摯に受け止め、グループ内の管理・推進体制の見直しを行っており、その体制の下、着実な改善に努めております。

グループ全体の経営課題を果たすと同時に、これまでに取り組んでまいりました経営改革の成果を発揮すべく、私どもは当期を「みずほビジネスモデルの進化」に沿って、「結果を出す1年」と位置付け、全役職員が全力で取り組んでまいります。すでに、当中間期においては、期初にお示しいたしました業績予想を上回る中間純利益を達成できましたことに加え、通期決算におきましても、「経営の健全化のための計画」の達成を見込んでおり、期末配当につきましても復配を予定しております。今後とも、お客さまへのサービスの飛躍的向上、そして、国内で最も多くのお客さまとお取引いただく金融グループに相応しい競争力・収益力の確保に総力をあげて邁進してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

(1) グループ経営管理契約について

当社は、平成15年7月、当社子会社である株式会社みずほアドバイザリーとの間で、「みずほの『企業再生プロジェクト』」の実施に伴い当社が株式会社みずほアドバイザリーに対して行う経営管理に関し、「グループ経営管理契約」を締結いたしました。

(2) 企業再生プロジェクトについて

当社グループでは、平成15年5月14日、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から新たに設立する再生専門子会社に分離すること等により、①「企業再生の早期実現」に加え、②「信用創造機能の一段の強化」を同時に推進する「みずほの『企業再生プロジェクト』」に取り組むことを決議いたしました。

上記に関し、当社子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は、平成15年5月29日に、平成15年7月23日を期日として、以下の分割契約を締結いたしました。

- ① 株式会社みずほ銀行（分割会社）と株式会社みずほプロジェクト（承継会社）との間で、株式会社みずほ銀行が、吸収分割の方法により「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほプロジェクトに承継させる分割契約
- ② 株式会社みずほコーポレート銀行（分割会社）と株式会社みずほコーポレート（承継会社）との間で、株式会社みずほコーポレート銀行が、吸収分割の方法により「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほコーポレートに承継させる分割契約
- ③ 株式会社みずほコーポレート銀行（分割会社）と株式会社みずほグローバル（承継会社）との間で、株式会社みずほコーポレート銀行が、吸収分割の方法により「本邦グローバルビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」及び「非居住者取引先等ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほグローバルに承継させる分割契約
- ④ みずほ信託銀行株式会社（分割会社）と株式会社みずほアセット（承継会社）との間で、みずほ信託銀行株式会社が、吸収分割の方法により「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほアセットに承継させる分割契約

[本件会社分割の目的]

本件会社分割は、平成15年5月14日に発表いたしました「みずほの『企業再生プロジェクト』」の一環として、各行のお取引先のうち再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から分離し、各行の子会社である再生専門子会社に集約するためのものです。

[本件会社分割の条件等]

イ．分割方式

各会社分割に際して、分割会社から承継会社に分社型吸収分割で営業を承継させます。

なお、各会社分割は、分割会社にとって、いずれも商法第374条ノ22第1項の簡易分割の要件を充足するものであり、商法第374条ノ17第1項の株主総会による分割契約書の承認を得ずに行うものです。

ロ．株式の割当

各会社分割に際して、承継会社が新たに発行する普通株式については、そのすべてを分割会社に割り当てます。各会社分割に際して発行される普通株式の数は、下表をご参照ください。

ハ．承継会社及び分割会社の資本金の額

各会社分割に際し、承継会社及び分割会社の資本金の額の増減はありません。

ニ．分割交付金

各会社分割に際し、分割交付金の支払いは行っておりません。

ホ. 承継会社が承継する権利義務

各承継会社が承継する権利義務については、下表をご参照ください。

なお、各会社分割において承継会社が分割会社から承継する義務については、免責的債務引受の方法によるものとします。

ヘ. 債務履行の見込み

各会社分割後の分割会社及び承継会社の負担すべき債務につきましては、履行期における履行の見込みがあるものと判断いたしました。

[各分割契約の概要]

契約	①	②	③	④
分割会社	(株)みずほ銀行	(株)みずほコーポレート銀行	(株)みずほコーポレート銀行	みずほ信託銀行(株)
承継会社	(株)みずほプロジェクト	(株)みずほコーポレート	(株)みずほグローバル	(株)みずほアセット
承継会社が分割に際して発行する普通株式数	8,588,000株	14,980,000株	14,980,000株	1,980,000株
承継会社が承継する権利義務	(株)みずほ銀行の「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」に関する資産、負債およびこれらに付随する権利義務ならびに契約上の地位	(株)みずほコーポレート銀行の「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」に関する資産、負債およびこれらに付随する権利義務ならびに契約上の地位	(株)みずほコーポレート銀行の「本邦グローバルビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」および「非居住者取引先等ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」に関する資産、負債およびこれらに付随する権利義務ならびに契約上の地位	みずほ信託銀行(株)の「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」に関する資産、負債およびこれらに付随する権利義務ならびに契約上の地位
承継する営業の内容	(株)みずほ銀行の再生・リストラ等ビジネス・リオーガナイゼーションのニーズのある取引先に対する貸出業務およびその管理・回収業務等	(株)みずほコーポレート銀行の再生・リストラ等ビジネス・リオーガナイゼーションのニーズのある国内取引先に対する貸出業務およびその管理・回収業務等	(株)みずほコーポレート銀行の再生・リストラ等ビジネス・リオーガナイゼーションのニーズのある海外取引先および本邦グローバル企業に対する貸出業務およびその管理・回収業務等	みずほ信託銀行(株)の再生・リストラ等ビジネス・リオーガナイゼーションのニーズのある取引先に対する貸出業務およびその管理・回収業務等

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の異動は次のとおりであります。

- (1) 提出会社
- 当社につきましては、重要な設備に異動はありません。
- (2) 連結子会社
- 連結子会社につきましては、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の売却計画は次のとおりであります。

(銀行業)

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	土地		建物	合計	売却予定 年月
					面積（㎡）	帳簿価額(百万円)			
株式会社みずほ コーポレート銀行	本店	東京都千代田区	売却	店舗	6,780	76,292	5,523	81,815	平成15年 12月

(注) 株式会社みずほコーポレート銀行は売却後も定期借家契約を締結し、当該物件を本店として使用する予定であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	25,000,000
第一種優先株式	33,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	100,000
第四種優先株式	150,000
第六種優先株式	150,000
第七種優先株式	125,000
第八種優先株式	125,000
第九種優先株式	140,000
第十種優先株式	140,000
第十一種優先株式	1,449,100
第十二種優先株式	1,500,000
第十三種優先株式	1,500,000
計	30,512,100

- (注) 1. 「株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款に定めております。
2. 平成15年10月1日から平成15年11月30日までに、第十一種優先株式の普通株式への転換請求により、第十一種優先株式の「会社が発行する株式の総数」は、24,500株減少し、1,424,600株となりました。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成15年9月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成15年12月25日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	11,295,311.91	11,638,449.22	東京証券取引所 （市場第一部） 大阪証券取引所 （市場第一部）	権利内容に何ら限定のない 当社における 標準となる株式（注）1.
第一回 第一種 優先株式	33,000	同左	—	（注）2.
第二回 第二種 優先株式	100,000	同左	—	（注）3.
第三回 第三種 優先株式	100,000	同左	—	（注）4.
第四回 第四種 優先株式	150,000	同左	—	（注）5.
第六回 第六種 優先株式	150,000	同左	—	（注）6.
第七回 第七種 優先株式	125,000	同左	—	（注）7.
第八回 第八種 優先株式	125,000	同左	—	（注）8.
第九回 第九種 優先株式	140,000	同左	—	（注）9.
第十回 第十種 優先株式	140,000	同左	—	（注）10.
第十一回 第十一種 優先株式	943,740	同左	—	（注）11.
第十二回 第十一種 優先株式	50,600	26,100	—	（注）12.
第十三回 第十三種 優先株式	36,690	同左	—	（注）13.
計	13,389,341.91	13,707,979.22	—	—

（注）1. 提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から半期報告書を提出する日までの第一回第一種優先株式、第九回第九種優先株式、第十回第十種優先株式および第十二回第十一種優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第一回第一種優先株式の概要は次のとおりであります。

（1）優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年22,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき11,250円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき3,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成15年3月12日から平成17年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換比率

転換比率は4.000とする。

③ 転換比率の修正

転換比率は、平成15年8月1日以降平成16年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{3,000,000\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。また、修正後転換比率が4.000（ただし、下記④に準じて調整される。）（以下「上限転換比率」という。）を上回る場合には、上限転換比率をもって修正後転換比率とする。

④ 転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数 × 転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成17年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成17年8月1日をもって、3,000,000円を平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき4株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の上限の株式の数に、普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を、当該併合または分割後の上限の株式の数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

3. 第二回第二種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年8,200円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき4,100円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成16年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。

③ 転換比率の修正

当初転換比率は、平成17年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

④ 転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数＝優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数×転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成18年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって、2,000,000円を平成18年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の上限の株式の数に、普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を、当該併合または分割後の上限の株式の数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

4. 第三回第三種優先株式の大要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年14,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき7,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。

③ 転換比率の修正

当初転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

④ 転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数 × 転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成20年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって、2,000,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の上限の株式の数に、普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を、当該併合または分割後の上限の株式の数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

5. 第四回第四種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年47,600円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき23,800円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年8月1日以降いつでも、本優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000,000円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

6. 第六回第六種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年42,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき21,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降はいつでも、本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

7. 第七回第七種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年11,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき5,500円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降平成18年9月30日まではいつでも、本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、420,000円（ただし、下記④の調整を受ける。）を下回る場合は、420,000円とする。上記「時価」とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、上記45取引日の間に、下記④に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は④に準じて調整される。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降平成22年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ「修正日」という。）における普通株式の時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額（ただし、下記④の調整を受ける。）（以下、「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。

上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、上記45取引日の間に、下記④に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は④に準じて調整される。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、下記の算式により計算される転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数} \times 2,000,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

(5) 普通株式への一斉転換

平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、2,000,000円を平成23年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この普通株式の数は、2,000,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000,000円を除して得られる株式の数を上限とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(7) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

8. 第八回第八種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年8,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降平成16年9月30日まではいつでも、本優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

当初転換価額は、平成16年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、540,000円（ただし、下記④の調整を受ける。）を下回る場合は、540,000円とする。上記「時価」とは、平成16年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、上記45取引日の間に、下記④に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は④に準じて調整される。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ「修正日」という。）における普通株式の時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換額の70%に相当する金額（ただし、下記④の調整を受ける。）（以下、「下限転換額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換額とする。

上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、上記45取引日の間に、下記④に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は④に準じて調整される。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、下記の算式により計算される転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数} \times 2,000,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

(6) 普通株式への一斉転換

平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって、2,000,000円を平成21年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この普通株式の数は、2,000,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000,000円を除して得られる株式の数を上限とする。

(7) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(8) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

9. 第九回第九種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年17,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき8,750円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,250,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

当初転換価額は、331,000円とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成16年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331,000円を下回る場合は、修正後転換価額は331,000円（以下「下限転換価額」という。）とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、上記45取引日の間に、下記④に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は④に準じて調整される。

④ 転換価額の調整

転換価額（下限転換価額を含む。）は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、下記の算式により計算される転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数} \times 1,250,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、1,250,000円を、平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この普通株式の数は、1,250,000円を331,000円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

10. 第十回第十種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年5,380円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,690円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,250,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換価額は、331,000円とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上

げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331,000円を下回る場合は、修正後転換価額は331,000円（以下「下限転換価額」という。）とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、上記45取引日の間に、下記④に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は④に準じて調整される。

④ 転換価額の調整

転換価額（下限転換価額を含む。）は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、下記の算式により計算される転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数} \times 1,250,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、1,250,000円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この普通株式の数は、1,250,000円を331,000円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

11. 第十一回第十一種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年20,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき10,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成20年7月1日から平成28年6月30日までとする。

② 当初転換価額

当初転換価額は、平成20年7月1日における普通株式の時価とする。ただし、当該価額が50,000円を下回る場合は、50,000円とする。上記「時価」とは、平成20年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）における普通株式の時価が、当該転換価額修正日の前日に有効な転換価額を下回る場合には、当該転換価額修正日をもって当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の60%に相当する金額または50,000円を下回る場合には、その高い方の金額（以下「下限転換価額」という。）を修正後転換価額とする。上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成28年6月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成28年7月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、1,000,000円を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。上記「時価」とは、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、当該時価が下限転換価額（ただし、その価額が50,000円を下回る場合は50,000円とする。）を下回るときは、1,000,000円を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記普通株式数の算出にあたって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは商法の株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

12. 第十二回第十一種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年2,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,250円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成15年7月1日から平成23年6月30日までとする。

② 当初転換価額

当初転換価額は、71,400円とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成16年7月1日以降平成22年7月1日までの毎年7月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）における普通株式の時価が、当該転換価額修正日の前日に有効な転換価額を下回る場合には、当該転換価額修正日をもって当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の60%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、下限転換価額を修正後転換価額とする。上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}} \right)}{1}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成23年6月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年7月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、1,000,000円を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。上記「時価」とは、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、当該時価が下限転換価額（ただし、その価額が50,000円を下回る場合は50,000円とする。）を下回るときは、1,000,000円を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記普通株式数の算出にあたって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは商法の株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

13. 第十三回第十三種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年30,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき15,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成25年4月1日以降いつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき1,000,000円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年4月1日～ 6月30日	—	12,727,356.71	—	1,540,965	—	1,752,885
平成15年7月1日～ 9月30日	661,985.20	13,389,341.91	—	1,540,965	—	1,752,885

(注) 1. 平成15年7月1日から平成15年9月30日までに、第十二回第十一種優先株式の普通株式への転換請求により、当該優先株式50,900株が減少し、普通株式712,885.20株が増加となりました。その結果、発行済株式総数は、661,985.20株の増加となりました。

2. また、平成15年10月1日から平成15年11月30日までに、第十二回第十一種優先株式の普通株式への転換請求により、当該優先株式24,500株が減少し、普通株式343,137.31株が増加となりました。その結果、発行済株式総数は、318,637.31株増加し、13,707,979.22株となりました。

(4) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	1,155,840.83	10.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	408,521.00	3.61
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	331,258.84	2.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	287,574.00	2.54
日本生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号	189,476.76	1.67
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿一丁目7番3号	175,608.00	1.55
みずほ信託退職給付信託 安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託	東京都中央区晴海一丁目8番12号	137,000.00	1.21
ディービー ゼネラル ノン トリーティ (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	23 GREAT WINCHESTER STREET LONDON EC2P 2AX (東京都千代田区丸の内一丁目3番2号)	131,115.00	1.16
UFJ信託銀行株式会社 (信託勘定A口)	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号	108,500.00	0.96
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券会社東京支店)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号)	86,454.00	0.76
計	—	3,011,348.43	26.66

(注) 株式会社みずほホールディングスが保有している株式につきましては、商法第241条第3項の規定により議決権の行使が制限されています。

② 優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	1,063,000	50.76
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	27,000	1.28
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	27,000	1.28
安田生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿一丁目9番1号	20,000	0.95
ゴールドマン・サックス・インターナショナル （常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店）	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K. （東京都港区赤坂一丁目12番32号）	15,400	0.73
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	15,000	0.71
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	10,000	0.47
関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁目3番22号	10,000	0.47
株式会社資生堂	東京都中央区銀座七丁目5番5号	10,000	0.47
清水建設株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	10,000	0.47
セイコーエプソン株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	10,000	0.47
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	10,000	0.47
電源開発株式会社	東京都中央区銀座六丁目15番1号	10,000	0.47
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	10,000	0.47
日本通運株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番3号	10,000	0.47
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	10,000	0.47
計	—	1,267,400	60.52

（注）上記優先株式のうち、株式会社整理回収機構の所有株式数につきましては、第一回から第四回まで、及び第六回から第十回までの各種優先株式の合計を、同社以外の株主の所有株式数につきましては、第十一回から第十三回までの各種優先株式の合計を記載しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成15年 9 月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	優先株式 2,094,030	—	優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の注記に記載されております。
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,163,284	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 10,105,362	10,105,362	同上
端株	普通株式 26,665.91	—	同上
発行済株式総数	13,389,341.91	—	—
総株主の議決権	—	10,105,362	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が8,767株および名義人以外から株券喪失登録のあった株式が37株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式および名義人以外から株券喪失登録のあった完全議決権株式に係る議決権8,767個および37個が含まれております。

②【自己株式等】

平成15年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
株式会社みずほフィナン シャルグループ	東京都千代田区丸の内 一丁目6番1号	390	—	390	0.00
株式会社みずほホールデ ィングス	東京都千代田区丸の内 一丁目6番1号	1,155,840	—	1,155,840	10.23
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲 二丁目4番1号	4,785	—	4,785	0.04
興銀リース株式会社	東京都中央区京橋 二丁目3番19号	1,800	—	1,800	0.01
日本抵当証券株式会社	東京都中央区日本橋 小舟町8番1号	447	—	447	0.00
ユーシーカード株式会社	東京都港区台場二丁目 3番2号	22	—	22	0.00
計	—	1,163,284	—	1,163,284	10.29

（注）相互保有株式として、株主名簿上は株式会社みずほホールディングスとなっておりますが実質的には所有していない当社株式が3株（議決権の数3個）、勸角証券株式会社（現みずほインベスターズ証券株式会社）名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が5株（議決権の数5個）、安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が3株（議決権の数3個）、株式会社みずほコーポレート銀行名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が1株（議決権の数1個）あります。

なお、当該株式は、上記①「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の欄の普通株式に含めております。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成15年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（千円）	95.0	78.9	97.0	134.0	149.0	257.0
最低（千円）	58.3	64.3	69.0	94.3	95.6	143.0

（注） 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状況】

- (1) 新任役員
該当ありません。
- (2) 退任役員
該当ありません。
- (3) 役職の異動
該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、当中間連結会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

3. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間連結会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）の中間財務諸表については、新日本監査法人により監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※9	7,012,827	5.18	7,849,717	5.85
コールローン及び買入手形	※9	446,948	0.33	641,908	0.48
買現先勘定		4,054,119	2.99	3,736,424	2.79
債券貸借取引支払保証金		7,682,677	5.67	6,297,721	4.70
買入金銭債権	※9	942,770	0.70	1,209,540	0.90
特定取引資産	※2,9	9,150,593	6.75	9,919,083	7.40
金銭の信託		32,138	0.02	33,540	0.02
有価証券	※ 1,2,9	27,156,529	20.04	23,816,574	17.77
貸出金	※ 3,4,5 6,7,8 9,10	67,990,151	50.18	69,210,035	51.64
外国為替	※8,9	730,491	0.54	720,519	0.54
その他資産	※ 9,11 16	5,318,127	3.93	4,904,656	3.66
動産不動産	※ 9,12 13	1,557,180	1.15	1,632,851	1.22
債券繰延資産		765	0.00	1,041	0.00
繰延税金資産		1,672,098	1.23	2,130,243	1.59
支払承諾見返		3,923,369	2.90	4,145,411	3.09
貸倒引当金		△2,181,117	△1.61	△2,211,366	△1.65
投資損失引当金		△4,977	△0.00	△5,156	△0.00
資産の部合計		135,484,694	100.00	134,032,747	100.00

		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※9	65,606,248	48.42	65,257,901	48.69
譲渡性預金		8,723,542	6.44	6,964,740	5.20
債券		10,705,987	7.90	11,696,391	8.73
コールマネー及び売渡手形	※9	9,330,788	6.89	11,185,809	8.35
売現先勘定	※9	6,879,857	5.08	8,209,283	6.13
債券貸借取引受入担保金	※9	8,203,716	6.05	4,140,383	3.09
コマーシャル・ペーパー		781,500	0.58	627,400	0.47
特定取引負債		6,527,425	4.82	6,278,262	4.68
借入金	※ 2, 9, 14	1,473,260	1.09	1,454,826	1.09
外国為替		229,315	0.17	190,878	0.14
短期社債		70,000	0.05	—	—
社債	※15	2,364,428	1.75	2,468,606	1.84
新株予約権付社債		—	—	3,858	0.00
信託勘定借		1,332,829	0.98	1,489,463	1.11
その他負債		4,537,370	3.35	5,526,554	4.12
賞与引当金		28,086	0.02	36,969	0.03
退職給付引当金		28,924	0.02	26,562	0.02
債権売却損失引当金		6,465	0.00	25,561	0.02
偶発損失引当金	※16	142,103	0.10	141,124	0.11
特別法上の引当金		1,016	0.00	884	0.00
繰延税金負債		15,694	0.01	4,276	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※12	252,417	0.19	258,515	0.19
支払承諾		3,923,369	2.90	4,145,411	3.09
負債の部合計		131,164,349	96.81	130,133,666	97.10

		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(少数株主持分)					
少数株主持分		1,045,607	0.77	1,038,013	0.77
(資本の部)					
資本金		1,540,965	1.14	1,540,965	1.15
資本剰余金		1,262,267	0.93	2,599,552	1.94
利益剰余金		173,583	0.13	△1,404,992	△1.05
土地再評価差額金	※12	369,212	0.27	380,120	0.28
その他有価証券評価差額金		142,410	0.11	△24,600	△0.02
為替換算調整勘定		△79,562	△0.06	△95,786	△0.07
自己株式		△134,139	△0.10	△134,190	△0.10
資本の部合計		3,274,737	2.42	2,861,066	2.13
負債、少数株主持分及び資本 の部合計		135,484,694	100.00	134,032,747	100.00

②【中間連結損益計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		1,743,165	100.00	3,435,997	100.00
資金運用収益		823,600		1,991,236	
(うち貸出金利息)		(602,522)		(1,433,961)	
(うち有価証券利息配当 金)		(148,803)		(347,927)	
信託報酬		26,846		55,460	
役務取引等収益		245,161		490,182	
特定取引収益		129,113		244,524	
その他業務収益		279,267		416,972	
その他経常収益	※ 1	239,176		237,620	
経常費用		1,237,723	71.00	5,566,544	162.01
資金調達費用		238,432		734,859	
(うち預金利息)		(57,479)		(181,037)	
(うち債券利息)		(49,695)		(117,776)	
(うち債券発行差金償却)		(535)		(3,146)	
役務取引等費用		48,760		79,647	
その他業務費用		119,398		150,217	
営業経費		572,175		1,237,641	
その他経常費用	※ 2	258,957		3,364,178	
経常利益 (△は経常損失)		505,442	29.00	△2,130,547	△62.01
特別利益	※ 3	124,522	7.14	5,813	0.17
特別損失	※ 4	52,871	3.03	137,438	4.00
税金等調整前中間純利益(△は 税金等調整前当期純損失)		577,093	33.11	△2,262,172	△65.84
法人税、住民税及び事業税		22,107	1.27	22,288	0.65
法人税等調整額		268,601	15.41	30,505	0.89
少数株主利益		30,987	1.78	62,205	1.81
中間純利益 (△は当期純損失)		255,397	14.65	△2,377,172	△69.18

③【中間連結剰余金計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 連結剰余金計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高	※1	2,599,552	353,765
資本剰余金増加高		11	2,245,787
増資による新株の発行		—	540,965
自己株式処分差益		11	—
株式交換及び会社分割によ る資本剰余金増加高	※3	—	1,704,822
資本剰余金減少高		1,337,295	—
欠損てん補に伴う利益剰余 金への振替		1,337,295	—
資本剰余金中間期末 (期末) 残高		1,262,267	2,599,552
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高	※2	△1,404,992	997,265
利益剰余金増加高		1,600,723	29,899
中間純利益		255,397	—
欠損てん補に伴う資本剰余 金からの振替		1,337,295	—
土地再評価差額金取崩によ る利益剰余金増加高		8,029	29,899
利益剰余金減少高		22,147	2,432,157
当期純損失		—	2,377,172
配当金		22,147	54,985
役員賞与		—	0
利益剰余金中間期末 (期末) 残高		173,583	△1,404,992

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益(△は税金等調整前当期純損失)		577,093	△2,262,172
減価償却費		69,911	144,182
連結調整勘定償却額		△90	68,597
持分法による投資損益(△)		△1,203	3,491
貸倒引当金の増加額		△26,811	263,907
投資損失引当金の増加額		△178	△1,682
債権売却損失引当金の増加額		△19,096	△24,085
偶発損失引当金の増加額		978	6,920
賞与引当金の増加額		△9,247	15,167
退職給付引当金の増加額		15,821	△36,501
資金運用収益		△823,600	△1,991,236
資金調達費用		238,432	734,859
有価証券関係損益(△)		△252,766	708,795
金銭の信託の運用損益(△)		△266	988
為替差損益(△)		21,348	116,110
動産不動産処分損益(△)		35,809	100,818
退職給付信託設定関係損益(△)		△60,474	△43,847
特定取引資産の純増(△)減		822,346	△2,111,812
特定取引負債の純増減(△)		214,478	1,508,735
貸出金の純増(△)減		1,004,473	15,264,686

		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
預金の純増減(△)		733, 150	△8, 833, 571
譲渡性預金の純増減 (△)		1, 758, 753	△4, 513, 175
債券の純増減(△)		△990, 403	△3, 614, 499
借入金(劣後特約付借入 金を除く)の純増減(△)		20, 920	23, 356
預け金(中央銀行預け金 を除く)の純増(△)減		△70, 836	1, 027, 730
コールローン等の純増 (△)減		316, 395	△2, 509, 156
債券借入取引担保金の 純増(△)減		—	3, 313, 727
債券貸借取引支払保証 金の純増(△)減		△1, 384, 955	△6, 297, 721
コールマネー等の純増 減(△)		△3, 359, 375	5, 294, 445
コマーシャル・ペーパ ーの純増減(△)		154, 100	△77, 856
債券貸付取引担保金の 純増減(△)		—	△4, 050, 050
債券貸借取引受入担保 金の純増減(△)		4, 063, 333	4, 140, 383
外国為替(資産)の純増 (△)減		△28, 425	463, 947
外国為替(負債)の純増 減(△)		41, 554	△517, 285
短期社債(負債)の純増 減(△)		70, 000	—
普通社債の発行・償還 による純増減(△)		△5, 814	△50, 228
信託勘定借の純増減 (△)		△156, 634	△286, 941
資金運用による収入		878, 892	2, 085, 777
資金調達による支出		△282, 097	△844, 916
その他		△518, 193	671, 265
小計		3, 047, 322	△2, 108, 846
法人税等の支払額		△13, 526	△87, 315
営業活動によるキャッシ ュ・フロー		3, 033, 795	△2, 196, 162

		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△35,053,167	△59,435,925
有価証券の売却による収入		23,700,305	48,003,018
有価証券の償還による収入		7,712,650	11,261,664
金銭の信託の増加による支出		△5,117	△20,364
金銭の信託の減少による収入		7,899	54,340
動産不動産の取得による支出		△22,572	△94,326
動産不動産の売却による収入		17,157	25,257
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却による収入		50,716	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△3,592,128	△206,336

		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		10,109	243,000
劣後特約付借入金返済による支出		△10,000	△1,335,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入		11,800	75,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出		△115,697	△485,778
株式の発行による収入		—	1,081,930
少数株主からの払込みによる収入		—	118,500
配当金支払額		△22,147	△54,985
少数株主への配当金支払額		△35,758	△36,424
自己株式の取得による支出		△35	△263
財務活動によるキャッシュ・フロー		△161,729	△394,021
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額		△792	72
Ⅴ 現金及び現金同等物の増加額		△720,855	△2,796,448
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高		7,048,505	9,847,366
Ⅶ 連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額(△)		—	△2,413
Ⅷ 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※ 1	6,327,649	7,048,505

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 125社 主要な会社名 株式会社みずほホールディングス 株式会社みずほ銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 みずほ信託銀行株式会社 みずほ証券株式会社 なお、株式会社みずほアドバイザー 一他5社は、設立により当中間連結会 計期間から連結しております。 また、浙江第一銀行他18社は、売 却、清算等により連結の範囲から除外 しております。 (2) 非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc. 非連結子会社は、その資産、経常収 益、中間純損益（持分に見合う額）及 び利益剰余金（持分に見合う額）等か らみて、連結の範囲から除いても企業 集団の財政状態及び経営成績に関する 合理的な判断を妨げない程度に重要性 が乏しいため、連結の範囲から除外し ております。	(1) 連結子会社 138社 主要な連結子会社名は、「第1 企 業の概況 4. 関係会社の状況」に 記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc. 非連結子会社は、その資産、経常収 益、当期純損益（持分に見合う額）及 び利益剰余金（持分に見合う額）等か らみて、連結の範囲から除いても企業 集団の財政状態及び経営成績に関する 合理的な判断を妨げない程度に重要性 が乏しいため、連結の範囲から除外し ております。
2. 持分法の適用に関する 事項	(1) 持分法適用の関連会社 29社 主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 日本抵当証券株式会社 芙蓉総合リース株式会社 興銀リース株式会社 なお、株式会社ワールドゲートウェ イ他3社は、清算等により持分法適用 の範囲から除いております。	(1) 持分法適用の関連会社 33社 主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 日本抵当証券株式会社 芙蓉総合リース株式会社 興銀リース株式会社

項目	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社 主要な会社名 ONKD, Inc. 阪都不動産管理株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社 主要な会社名 ONKD, Inc. 阪都不動産管理株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
3. 連結子会社の中間決算日（決算日）等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 4月末日 1社 6月末日 49社 7月末日 1社 9月末日 60社 12月最終営業日の前日 14社 (2) 4月末日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 6月最終営業日の前日 14社 10月末日 1社 11月末日 1社 12月末日 68社 1月末日 1社 3月末日 53社 (2) 6月最終営業日の前日、10月末日及び11月末日を決算日とする連結子会社は、おもに12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
4. 資本連結手続に関する事項	株式会社みずほホールディングスは、株式会社みずほフィナンシャルグループを完全親会社とする株式交換を実施いたしました。 当該完全親子会社関係の創設に関する資本連結手続は、「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」（日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第6号）に準拠し、持分プーリング法に準じた会計処理を適用しております。	同左

項目	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
5. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当連結会計年度中の評価損益の増減額を、派生商品については当連結会計年度におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

項目	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 動産不動産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 動産不動産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年 ② ソフトウェア 同左

項目	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(5) 債券繰延資産の処理方法 ①債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 ②債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。	(5) 債券繰延資産の処理方法 ① 同左 ②債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。
	_____	(6) 新株発行費用の処理方法 発生時に全額費用処理しております。
	(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(7) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

項目	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,800,706百万円であります。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,832,935百万円であります。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

項目	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(8) 投資損失引当金の計上基準 有価証券投資に対する損失に備えるため、発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
	(8) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 退職給付引当金の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生連結会計年度に一時損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、国内連結子会社における会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(10) 退職給付引当金の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要な額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生連結会計年度に一時損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。

[次へ](#)

項目	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(追加情報) 当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当社及び一部の国内連結子会社は、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47 - 2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。 本処理に伴う当中間連結会計期間における損益に与えている影響額は、特別利益として45,169百万円計上しております。 また、当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は、213,155百万円であります。	
	(10) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(11) 債権売却損失引当金の計上基準 同左
	(11) 偶発損失引当金の計上基準 他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(12) 偶発損失引当金の計上基準 同左

項目	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(12) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金74百万円及び証券取引責任準備金942百万円であり、次のとおり計上しております。 (イ) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (ロ) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(13) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金64百万円及び証券取引責任準備金819百万円であり、次のとおり計上しております。 (イ) 金融先物取引責任準備金 同左 (ロ) 証券取引責任準備金 同左

項目	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(15) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。 この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は6,771百万円増加、「その他負債」は6,714百万円増加しております。また、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ56百万円増加しております。	(14) 外貨建資産・負債の換算基準 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 外貨建取引等の会計処理につきましては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。

項目	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうち「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「特定取引資産」及び「特定取引負債」中の特定金融派生商品、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」は255,687百万円、「特定取引負債」は302,896百万円、「その他資産」は631,019百万円、「その他負債」は583,810百万円それぞれ増加しております。 上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払をうけるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

項目	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(14) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(15) リース取引の処理方法 同左

項目	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(15) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ (追加情報) 国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性の評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,535,710百万円、繰延ヘッジ利益は1,460,980百万円であります。	(16) 重要なヘッジ会計の方法 国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社においては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置にもとづき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 その他の連結子会社のヘッジ会計の方法も、上記に準じた取扱いを行っております。

項目	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。 また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 なお、一部の国内銀行連結子会社の為替スワップに係る収益及び費用は、前連結会計年度は、総額表示しておりましたが、当中間連結会計期間より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示しております。その結果、従来の方法によった場合に比べ、「資金運用収益」及び「資金調達費用」、並びに「経常収益」及び「経常費用」はそれぞれ8,036百万円減少しております。	

項目	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(ハ) 連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	
	(16) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(17) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
6. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

(追加情報)

当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
平成15年1月6日から施行されている「社債等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号)に基づき発行した無券面のコマーシャル・ペーパーは、負債の部の「短期社債」として表示し、利息相当額は「資金調達費用」中短期社債利息として表示しております。 なお、約束手形として発行したコマーシャル・ペーパーは、従来どおり、負債の部の「コマーシャル・ペーパー」として表示し、利息相当額は「資金調達費用」中コマーシャル・ペーパー利息として表示しております。	
	東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金20,536百万円及び損害賠償金410百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金47,552百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。

当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30 日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31 日)
	このように国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、当連結会計年度は27,948百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は44,514百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は6,293百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。 また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年大阪府条例第131号）（以下府条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	平成14年 4 月 4 日に、国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年 5 月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年 4 月 1 日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年 4 月 1 日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則 2 の適用を受け、国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は5,404百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は590百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第 9 号)が平成15年 3 月31日に公布され、平成16年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。 この変更に伴い、繰延税金資産の金額は9,382百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額の金額は8,531百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債の金額は14,027百万円増加し、土地再評価差額金の金額は同額減少しております。また、その他有価証券評価差額金は27百万円減少しております。

[次へ](#)

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式97,638百万円及び出資金421百万円を含んでおります。 ※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計18,647百万円含まれております。 また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に合計87百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,492,440百万円、再貸付に供している有価証券は2,946百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,420,010百万円であります。 ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は248,415百万円、延滞債権額は1,531,924百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、9,339百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式118,390百万円及び出資金421百万円を含んでおります。 ※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計8,585百万円含まれております。 また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債、地方債等に合計1,448百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,135,372百万円、再貸付に供している有価証券は2,140百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,499,257百万円であります。なお、上記のほか、信用取引の自己融資見返株券を借入金の担保として1,911百万円を差し入れております。 ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は288,686百万円、延滞債権額は1,598,542百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、9,988百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

当中間連結会計期間末 (平成15年 9 月30日)	前連結会計年度末 (平成15年 3 月31日)
※ 4. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は40,548百万円であります。 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,513,337百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,334,225百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、9,339百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※ 7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は1,156,392百万円であります。 ※ 8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,022,662百万円であります。	※ 4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は50,670百万円であります。 なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,832,049百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,769,949百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、9,988百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※ 7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は1,431,461百万円であります。 ※ 8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,162,352百万円であります。

当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)																																						
※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>コールローン及び買入手形</td><td>6,200百万円</td></tr> <tr> <td>特定取引資産</td><td>4,452,689百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>12,755,455百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>4,736,956百万円</td></tr> <tr> <td>動産不動産</td><td>53百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>627,227百万円</td></tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td><td>5,301,400百万円</td></tr> <tr> <td>売現先勘定</td><td>4,054,684百万円</td></tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td><td>7,315,723百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>357,140百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 7,949百万円、特定取引資産27,660百万円、有価証券2,106,366百万円、貸出金396,986百万円、買入金銭債権2,000百万円を差し入れております。 非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。 また、動産不動産のうち保証金権利金は143,540百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は24,683百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は15,911百万円であります。	コールローン及び買入手形	6,200百万円	特定取引資産	4,452,689百万円	有価証券	12,755,455百万円	貸出金	4,736,956百万円	動産不動産	53百万円	預金	627,227百万円	コールマネー及び売渡手形	5,301,400百万円	売現先勘定	4,054,684百万円	債券貸借取引受入担保金	7,315,723百万円	借入金	357,140百万円	※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>特定取引資産</td><td>3,879,743百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>13,001,395百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>4,134,653百万円</td></tr> <tr> <td>動産不動産</td><td>63百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>706,101百万円</td></tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td><td>7,672,000百万円</td></tr> <tr> <td>売現先勘定</td><td>5,554,998百万円</td></tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td><td>3,940,824百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>331,760百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金7,814百万円、特定取引資産15,205百万円、有価証券1,792,238百万円、貸出金466,821百万円、その他資産8,220百万円を差し入れております。 非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。 また、動産不動産のうち保証金権利金は151,387百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は42,031百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は14,399百万円であります。	特定取引資産	3,879,743百万円	有価証券	13,001,395百万円	貸出金	4,134,653百万円	動産不動産	63百万円	預金	706,101百万円	コールマネー及び売渡手形	7,672,000百万円	売現先勘定	5,554,998百万円	債券貸借取引受入担保金	3,940,824百万円	借入金	331,760百万円
コールローン及び買入手形	6,200百万円																																						
特定取引資産	4,452,689百万円																																						
有価証券	12,755,455百万円																																						
貸出金	4,736,956百万円																																						
動産不動産	53百万円																																						
預金	627,227百万円																																						
コールマネー及び売渡手形	5,301,400百万円																																						
売現先勘定	4,054,684百万円																																						
債券貸借取引受入担保金	7,315,723百万円																																						
借入金	357,140百万円																																						
特定取引資産	3,879,743百万円																																						
有価証券	13,001,395百万円																																						
貸出金	4,134,653百万円																																						
動産不動産	63百万円																																						
預金	706,101百万円																																						
コールマネー及び売渡手形	7,672,000百万円																																						
売現先勘定	5,554,998百万円																																						
債券貸借取引受入担保金	3,940,824百万円																																						
借入金	331,760百万円																																						

当中間連結会計期間末 (平成15年 9 月30日)	前連結会計年度末 (平成15年 3 月31日)
※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は46,150,570百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものが42,890,543百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,912,648百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,705,748百万円であります。	※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は43,195,571百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものが39,548,144百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,924,390百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,827,820百万円であります。

当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
※12. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。 ※13. 動産不動産の減価償却累計額 752,746百万円 ※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 647,260 百万円が含まれております。 ※15. 社債には、劣後特約付社債2,255,504百万円が含まれております。	※12. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 303,917百万円 なお、一部の海外連結子会社においても同様の取扱いを行っております。 ※13. 動産不動産の減価償却累計額 735,934百万円 ※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 647,431百万円が含まれております。 ※15. 社債には、劣後特約付社債2,355,788百万円が含まれております。

当中間連結会計期間末 (平成15年 9 月30日)	前連結会計年度末 (平成15年 3 月31日)
※16. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。 当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。 また、当該国内銀行連結子会社としては、その主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,819百万円を偶発損失引当金として計上しております（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項5．会計処理基準に関する事項(11)偶発損失引当金の計上基準参照）。 17. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託819,884百万円、貸付信託1,030,946百万円であります。	※16. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。 当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。 また、当該国内銀行連結子会社としては、その主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,806百万円を偶発損失引当金として計上しております（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項5．会計処理基準に関する事項(12)偶発損失引当金の計上基準参照）。 17. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託886,055百万円、貸付信託1,167,331百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
※1. その他経常収益には、株式等売却益151,926百万円及び退職給付信託設定益60,532百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、貸出金償却91,393百万円及び貸倒引当金繰入額90,370百万円を含んでおります。 ※3. 特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び当中間連結会計期間末までに対応する還付加算金相当額の合計58,155百万円、厚生年金基金代行返上益45,169百万円、過去勤務債務の償却額等14,426百万円を含んでおります。 ※4. 特別損失には、動産不動産処分損36,942百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額15,796百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益には、株式等売却益75,862百万円、外国法人税に係る還付金30,287百万円、退職給付信託設定益43,847百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、貸出金償却735,111百万円、株式等償却607,474百万円、株式等売却損389,498百万円を含んでおります。 ※4. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額32,967百万円を含んでおります。

(中間連結剰余金計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
_____	※1. 資本剰余金期首残高には、当社の子会社である株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行が平成14年4月1日付で会社分割及び合併を行ったことに伴う1,849,982百万円の減少を含んでおります。 ※2. 利益剰余金期首残高には、当社の子会社である株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行が平成14年4月1日付で会社分割及び合併を行ったことに伴う896,131百万円の増加を含んでおります。 ※3. 株式交換及び会社分割による資本剰余金増加高は、平成15年3月12日付で行った「事業再構築」によるものであります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)												
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年9月30日現在 (単位 百万円) <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td><td>7,012,827</td></tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td><td>△685,178</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>6,327,649</td></tr> </table>	現金預け金勘定	7,012,827	中央銀行預け金を除く預け金	△685,178	現金及び現金同等物	6,327,649	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年3月31日現在 (単位 百万円) <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td><td>7,849,717</td></tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td><td>△801,212</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>7,048,505</td></tr> </table>	現金預け金勘定	7,849,717	中央銀行預け金を除く預け金	△801,212	現金及び現金同等物	7,048,505
現金預け金勘定	7,012,827												
中央銀行預け金を除く預け金	△685,178												
現金及び現金同等物	6,327,649												
現金預け金勘定	7,849,717												
中央銀行預け金を除く預け金	△801,212												
現金及び現金同等物	7,048,505												

[次へ](#)

当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																																																				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>75,244百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4,139百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>79,384百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>48,104百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,394百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>50,498百万円</td></tr> </table> 中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>27,140百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,745百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>28,885百万円</td></tr> </table> - 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>13,033百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>32,154百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>45,188百万円</td></tr> </table> - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>6,876百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>6,133百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>582百万円</td></tr> </table> - 減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 (2) 貸手側 該当ありません。	取得価額相当額		動産	75,244百万円	その他	4,139百万円	合計	79,384百万円	減価償却累計額相当額		動産	48,104百万円	その他	2,394百万円	合計	50,498百万円	動産	27,140百万円	その他	1,745百万円	合計	28,885百万円	1年内	13,033百万円	1年超	32,154百万円	合計	45,188百万円	支払リース料	6,876百万円	減価償却費相当額	6,133百万円	支払利息相当額	582百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>70,731百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,250百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>72,982百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>46,566百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,175百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>47,742百万円</td></tr> </table> 年度末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>24,164百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,074百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>25,239百万円</td></tr> </table> - 未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>12,031百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>29,809百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>41,841百万円</td></tr> </table> - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>13,242百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>16,132百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>1,313百万円</td></tr> </table> - 減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 (2) 貸手側 該当ありません。	取得価額相当額		動産	70,731百万円	その他	2,250百万円	合計	72,982百万円	減価償却累計額相当額		動産	46,566百万円	その他	1,175百万円	合計	47,742百万円	動産	24,164百万円	その他	1,074百万円	合計	25,239百万円	1年内	12,031百万円	1年超	29,809百万円	合計	41,841百万円	支払リース料	13,242百万円	減価償却費相当額	16,132百万円	支払利息相当額	1,313百万円
取得価額相当額																																																																					
動産	75,244百万円																																																																				
その他	4,139百万円																																																																				
合計	79,384百万円																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																					
動産	48,104百万円																																																																				
その他	2,394百万円																																																																				
合計	50,498百万円																																																																				
動産	27,140百万円																																																																				
その他	1,745百万円																																																																				
合計	28,885百万円																																																																				
1年内	13,033百万円																																																																				
1年超	32,154百万円																																																																				
合計	45,188百万円																																																																				
支払リース料	6,876百万円																																																																				
減価償却費相当額	6,133百万円																																																																				
支払利息相当額	582百万円																																																																				
取得価額相当額																																																																					
動産	70,731百万円																																																																				
その他	2,250百万円																																																																				
合計	72,982百万円																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																					
動産	46,566百万円																																																																				
その他	1,175百万円																																																																				
合計	47,742百万円																																																																				
動産	24,164百万円																																																																				
その他	1,074百万円																																																																				
合計	25,239百万円																																																																				
1年内	12,031百万円																																																																				
1年超	29,809百万円																																																																				
合計	41,841百万円																																																																				
支払リース料	13,242百万円																																																																				
減価償却費相当額	16,132百万円																																																																				
支払利息相当額	1,313百万円																																																																				

(有価証券関係)

※ 1. (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部も含めて記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成15年 9 月30日現在)

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成15年 9 月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	3,668,043	4,213,389	545,346	688,705	143,359
債券	15,925,242	15,704,978	△220,263	7,356	227,619
国債	15,578,565	15,357,826	△220,738	3,848	224,587
地方債	89,622	91,306	1,684	2,504	819
社債	257,055	255,845	△1,209	1,002	2,212
その他	4,858,998	4,887,394	28,396	51,259	22,862
合計	24,452,284	24,805,762	353,478	747,321	393,842

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前 1 ヶ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は472百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成15年 9 月30日現在)

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	766,957
非公募債券	1,103,402

Ⅱ 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成15年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	6,382,931	4,976

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	3,946,430	3,755,859	△190,570	166,085	356,656
債券	12,289,041	12,376,539	87,497	88,571	1,073
国債	11,889,955	11,968,696	78,741	79,316	575
地方債	110,364	117,027	6,663	6,703	40
社債	288,721	290,815	2,093	2,550	457
その他	5,569,061	5,652,563	83,501	104,713	21,212
合計	21,804,533	21,784,962	△19,571	359,370	378,942

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したもののについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は534,776百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	48,709,089	352,189	435,822

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成15年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	581,590
非公募債券	1,026,310

7. 保有目的を変更した有価証券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成15年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	3,677,837	5,138,277	4,420,842	165,867
国債	3,567,541	4,143,028	4,148,350	109,776
地方債	7,691	36,671	71,943	12,530
社債	102,604	958,576	200,548	43,561
その他	745,266	3,192,613	575,322	1,256,281
合計	4,423,104	8,330,890	4,996,165	1,422,149

（金銭の信託関係）

I 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成15年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成15年9月30日現在）

該当ありません。

Ⅱ 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託（平成15年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	31,769	△26

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成15年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成15年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	1,786	1,771	△15	－	15

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

[次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

I 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金（平成15年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	353,365
その他有価証券	353,365
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	1,769
(△) 繰延税金負債	197,817
その他有価証券評価差額金 （持分相当額調整前）	157,317
(△) 少数株主持分相当額	15,544
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	637
その他有価証券評価差額金	142,410

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

II 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金（平成15年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△19,752
その他有価証券	△19,737
その他の金銭の信託	△15
(+) 繰延税金資産	560
(△) 繰延税金負債	3,891
その他有価証券評価差額金 （持分相当額調整前）	△23,084
(△) 少数株主持分相当額	1,592
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	75
その他有価証券評価差額金	△24,600

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

I 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	67,426,576	7,492	7,492
	金利オプション	31,552,870	△1,008	△530
店頭	金利先渡契約	54,942,055	△432	△432
	金利スワップ	673,910,309	298,094	298,094
	金利オプション	20,653,297	3,809	3,594
	合計	—	—	308,218

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	43,741	56	56
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	20,281,727	△127,795	△29,186
	為替予約	29,060,036	△108,713	△108,713
	通貨オプション	10,905,090	18,509	56,384
	合計	—	—	△81,459

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
3. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成15年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	株式指数先物	160,894	633	633
	株式指数先物オプション	143,725	△354	977
店頭	有価証券店頭オプション	378,833	6,087	3,747
	有価証券店頭指数等スワップ	100	11	11
	株式先渡契約	5,563	93	93
	合計	—	—	5,462

（注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引（平成15年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	2,202,328	△1,054	△1,054
	債券先物オプション	121,830	237	△9
店頭	債券店頭オプション	701,994	2,410	2,179
	合計	—	—	1,115

（注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引（平成15年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	商品オプション	319,806	4,418	4,607
	合計	—	—	4,607

（注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成15年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジットデリバティブ	769,825	47,014	47,014
	合計	—	—	47,014

（注） 1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2．時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

(7) ウェザーデリバティブ取引（平成15年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	ウェザーデリバティブ （オプション系）	595	△5	11
	合計	—	—	11

（注） 1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3．取引は気温等に係るものであります。

[次へ](#)

II 前連結会計年度末
1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度
(自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日)

(1)取引の内容

当社グループは、主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。

- A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先渡し取引（FRA）、金利先物、金利先物オプション、金利オプション
- B. 通貨関連取引：通貨先物、通貨先物オプション、通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション
- D. 株式関連取引：株式指数先物、株式指数先物オプション、株式店頭オプション
- E. その他：クレジットデリバティブ、コモディティデリバティブ、ウェザーデリバティブ等

(2)利用目的

当社グループは、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当社グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM: Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM: Asset and Liability Management）」としては、主として貸出金・預金等の多数の金融資産・金融負債に係る金利リスクを総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段（ヘッジ手段）となるデリバティブの金利リスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されていることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

当社グループは、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」

お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。
- B. 「当社グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM: Asset and Liability Management）」

定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」

適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、当社グループのクレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する統合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。

連結自己資本比率（国際統一基準）の算出対象となるデリバティブ取引の信用リスク相当額（与信相当額）は3,159,626百万円であります。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として統合リスク管理部を設置しております。

当社グループは、金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、ALMに係る基本方針・資金運用調達に関する事項・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、傘下子会社より統合リスク管理部に必要なデータの供給を受け、またリスクの状況等およびリミット等の遵守状況等について定期的および必要に応じて都度報告を受けており、これら報告等に基づいて市場リスク管理の状況の把握等を行い、市場リスクの状況、リミットの遵守状況等について、日次でCEOに、また、定期的および必要に応じて都度、取締役会および経営会議等に報告しております。

当社グループのトレーディング業務にかかるVAR（Value at Risk）は以下のとおりであります。

(a) VARの範囲、前提等

- ・ 信頼区間：片側（one-tailed）99.0%（両側98%）
- ・ 保有期間：1日
- ・ 変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）

(b) 対象期間中のVARの実績

- ・ 最大値：41億円
- ・ 平均値：29億円

対象期間は平成14年4月1日～平成15年3月31日（平成14年4月1日～平成15年1月7日の期間は（株）みずほホールディングスのVARの実績を使用しております。）

（注）VAR（Value at Risk）とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。VARの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデルと呼びます）によって異なります。

前連結会計年度
(自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日)

(信用リスク相当額)

種類	前連結会計年度末 (平成15年3月31日現在)
	金額 (百万円)
金利スワップ	10,206,400
通貨スワップ	869,011
先物外国為替取引	550,671
金利オプション (買)	137,792
通貨オプション (買)	277,023
その他の金融派生商品	136,174
一括清算ネットティング契約による 信用リスク相当額削減効果	△9,017,447
合計	3,159,626

上記は、連結自己資本比率（国際統一基準）に基づく信用リスク相当額であります。

[次へ](#)

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	30,372,072	2,736,609	△218,281	△218,281
	買建	31,180,316	2,709,882	222,582	222,582
	金利オプション				
	売建	7,036,119	666,435	4,877	1,118
	買建	7,959,168	429,337	6,931	3,352
店頭	金利先渡契約				
	売建	32,797,851	7,228,548	32,768	32,768
	買建	29,982,492	5,090,079	△33,979	△33,979
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	264,936,816	178,494,093	8,028,427	8,028,427
	受取変動・支払固定	263,164,417	178,174,511	△7,601,998	△7,601,998
	受取変動・支払変動	40,855,230	31,519,466	△13,189	△13,189
	受取固定・支払固定	149,593	137,750	4,349	4,349
	金利オプション				
	売建	9,144,409	5,836,780	△64,593	△64,593
	買建	9,476,903	5,875,857	68,092	68,092
	合計	—	—	—	428,650

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	19,455,734	12,610,653	△134,626	△163,955
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	—	△163,955

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記(注)3.の取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
通貨スワップ	370,040	1,893	△1,622

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等（百万円）
取引所	通貨先物	
	売建	2,644
	買建	3,173
店頭	為替予約	
	売建	13,474,009
	買建	17,495,358
	通貨オプション	
	売建	4,065,115
	買建	4,124,246

(3) 株式関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	61,583	—	1,641	1,641
	買建	3,170	—	△105	△105
	株式指数先物オプション				
	売建	17,671	—	256	△0
	買建	50,796	—	390	33
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	40,095	2,081	1,664	116
	買建	74,223	6,893	3,527	△938
	株式先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	2,233	—	△142	△142
	合計	—	—	—	604

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	624,250	—	△503	△503
	買建	852,153	—	3,293	3,293
	債券先物オプション				
	売建	173,073	—	409	164
	買建	133,577	—	465	△129
店頭	債券店頭オプション				
	売建	31,513	—	114	41
	買建	68,548	707	563	144
	合計	—	—	—	3,011

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

[次へ](#)

(5) 商品関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション				
	売建	131,197	77,335	6,174	1,779
	買建	131,197	77,335	3,607	1,004
	合計	—	—	—	2,784

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建	19,669	16,278	17	17
	買建	502,951	498,680	84,555	84,555
	合計	—	—	—	84,572

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) ウェザーデリバティブ取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売建	166	—	8	△2
	買建	166	—	7	5
	合計	—	—	—	2

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温等に係るものであります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,525,341	135,275	82,548	1,743,165	—	1,743,165
(2)セグメント間の内部経常収益	20,293	15,991	56,952	93,237	(93,237)	—
計	1,545,635	151,266	139,501	1,836,403	(93,237)	1,743,165
経常費用	1,063,995	118,576	130,635	1,313,207	(75,484)	1,237,723
経常利益	481,639	32,690	8,866	523,195	(17,753)	505,442

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業、信託業

(2) 証券業……………証券業

(3) その他事業…クレジットカード業、投資顧問業等

前連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託、リース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	1,490,456	111,348	93,849	47,510	1,743,165	—	1,743,165
(2)セグメント間の内部経常収益	134,715	45,404	796	64	180,982	(180,982)	—
計	1,625,172	156,753	94,646	47,574	1,924,147	(180,982)	1,743,165
経常費用	1,106,796	134,450	93,365	16,966	1,351,579	(113,856)	1,237,723
経常利益	518,376	22,302	1,281	30,608	572,568	(67,125)	505,442

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、カナダ・アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港・シンガポール等が属しております。

3. 一部の国内連結子会社の為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当中間連結会計期間より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によっております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常収益及び経常費用は日本について4,773百万円、欧州について2,245百万円、アジア・オセアニアについて1,018百万円それぞれ減少しております。

前連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対す る経常収益	2,716,129	327,148	278,081	114,637	3,435,997	—	3,435,997
(2)セグメント間の 内部経常収益	25,237	92,806	54,865	17,314	190,224	(190,224)	—
計	2,741,366	419,954	332,947	131,952	3,626,221	(190,224)	3,435,997
経常費用	4,914,101	349,570	383,136	98,838	5,745,645	(179,101)	5,566,544
経常利益 (△は経常損失)	△2,172,734	70,384	△50,188	33,114	△2,119,424	(11,122)	△2,130,547

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、カナダ・アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港・シンガポール等が属しております。

【海外経常収益】

当中間連結会計期間（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）

	金額（百万円）
I 海外経常収益	252,708
II 連結経常収益	1,743,165
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	14.4

(注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2. 海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

	金額（百万円）
I 海外経常収益	719,867
II 連結経常収益	3,435,997
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	20.9

(注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2. 海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	29,072円85銭	△20,376円71銭
1株当たり中間(当期)純利益 (△は1株当たり中間(当期)純損失)	円	26,320円47銭	△254,524円65銭
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	12,301円29銭	—

(注) 1. 前連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2. 1株当たり中間(当期)純利益(△は1株当たり中間(当期)純損失)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 (△は1株当たり中間(当期)純損失)	円	26,320円47銭	△254,524円65銭
中間(当期)純利益 (△は中間(当期)純損失)	百万円	255,397	△2,377,172
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	22,147
(うち優先配当額)	百万円	(一)	(22,147)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (△は普通株式にかかる中間(当期)純損失)	百万円	255,397	△2,399,319
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	9,703	9,426

3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、前連結会計年度は 1 株当たり当期純損失であることから記載しておりません。

		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益		12,301円29銭	—
中間（当期）純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	11,058	—
（うち優先株式）	千株	(11,058)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		一部の国内信託銀行連結子会社が発行する2003年 9 月30日満期米ドル建転換社債（額面総額39,360 千米ドル）。なお、本社債は当中間連結会計期間に償還しております。	第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第三種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式、第九回第九種優先株式、第十回第十種優先株式、第十一回第十一種優先株式、第十二回第十一種優先株式、転換社債
			なお、上記優先株式の概要は「第 4 提出会社の状況 1. 株式等の状況（1）株式の総数等」に記載のとおり。 また、転換社債の概要は、「第 5 経理の状況 1. 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 ⑤連結附属明細表（社債明細表）」に記載のとおり。

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間（自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日）及び前連結会計年度（自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日）のいずれにおいても該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金		2,164		3,538	
その他		1,671		2,228	
流動資産合計		3,835	0.1	5,766	0.2
固定資産					
有形固定資産	※1	658		—	
無形固定資産		3,697		187	
投資その他の資産		3,589,288		3,588,471	
関係会社株式		3,588,487		3,588,471	
その他		801		0	
固定資産合計		3,593,643	99.9	3,588,658	99.8
繰延資産		1,066	0.0	1,219	0.0
資産合計		3,598,545	100.0	3,595,643	100.0

		当中間会計期間末 (平成15年 9 月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成15年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
コマーシャル・ペーパー		60,000		49,000	
賞与引当金		150		—	
その他		3,147		758	
流動負債合計		63,298	1.8	49,758	1.4
固定負債					
退職給付引当金		69		—	
その他		229		—	
固定負債合計		299	0.0	—	—
負債合計		63,598	1.8	49,758	1.4
(資本の部)					
資本金		1,540,965	42.8	1,540,965	42.9
資本剰余金					
資本準備金		1,752,885		1,752,885	
資本剰余金合計		1,752,885	48.7	1,752,885	48.7
利益剰余金					
利益準備金		4,350		4,350	
任意積立金		147,662		247,662	
中間（当期）未処分利益		89,134		30	
利益剰余金合計		241,146	6.7	252,043	7.0
その他有価証券評価差額金		△5	△0.0	—	—
自己株式		△44	△0.0	△8	△0.0
資本合計		3,534,947	98.2	3,545,885	98.6
負債資本合計		3,598,545	100.0	3,595,643	100.0

②【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)			前事業年度要約損益計算書 (自 平成15年 1 月 8 日 至 平成15年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
営業収益			20,393	100.0		957	100.0
営業費用							
販売費及び一般管理費	※ 1	5,191	5,191	25.5	604	604	63.1
営業利益			15,202	74.5		353	36.9
営業外収益	※ 2		256	1.3		1,137	118.8
営業外費用	※ 3		421	2.1		1,435	149.9
経常利益			15,036	73.7		55	5.8
特別損失			466	2.3		—	—
税引前中間（当期）純利益			14,570	71.4		55	5.8
法人税、住民税及び事業税		3,368			27		
法人税等調整額		△48	3,319	16.2	△2	24	2.6
中間（当期）純利益			11,251	55.2		30	3.2
前期繰越利益			77,883			—	
中間（当期）未処分利益			89,134			30	

次へ

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年1月8日 至 平成15年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式、関連会社株式及び時価のない其他有価証券については、移動平均法による原価法により行っております。	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 9年～18年 器具及び備品 : 2年～9年 (2) 無形固定資産 商標権については、定額法を採用し、10年で償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。	無形固定資産 商標権については、定額法を採用し、10年で償却しております。
3. 繰延資産の処理方法	創立費及び開業費については商法施行規則の規定により每期均等額（5年）を償却しております。	創立費及び開業費については商法の規定により每期均等額（5年）を償却しております。 新株発行費については支出時に全額費用処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 (追加情報) 当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当社は「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。	

	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成15年 1 月 8 日 至 平成15年 3 月31日)
	本処理に伴う当中間会計期間における損益に与えている影響額は、特別損失として358百万円計上しております。 また、当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は、112百万円であります。	
5. 外貨建資産の本邦通貨への換算基準	外貨建資産は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	_____
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

次へ

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成15年 9 月30日)	前事業年度末 (平成15年 3 月31日)
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は180百万円となっております。	_____

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成15年 1 月 8 日 至 平成15年 3 月31日)
※ 1. 減価償却実施額 有形固定資産 180百万円 無形固定資産 381百万円	※ 1. 減価償却実施額 無形固定資産 1百万円
※ 3. 営業外費用のうち主要なもの コマーシャル・ペーパー利息 51百万円	※ 2. 営業外収益のうち主要なもの その他 1,137百万円
	※ 3. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 125百万円 開業費償却 304百万円 その他 1,006百万円

[次へ](#)

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30 日)	前事業年度 (自 平成15年 1 月 8 日 至 平成15年 3 月31 日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び中間会計期間末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額
(車両)	(車両)
取得価額相当額 6百万円	取得価額相当額 6百万円
減価償却累計額相当額 1百万円	減価償却累計額相当額 0百万円
中間会計期間末残高相当額 4百万円	期末残高相当額 6百万円
(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額
1 年内 2百万円	1 年内 2百万円
1 年超 6百万円	1 年超 8百万円
合計 9百万円	合計 10百万円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額
支払リース料 1百万円	支払リース料 0百万円
減価償却費相当額 1百万円	減価償却費相当額 0百万円
支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%とし て計算した減価償却費相当額に10／9 を乗じた額を 各期の減価償却費相当額とする定率法によっており ます。	同左
(5) 利息相当額の算定方法	(5) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。	同左

[次へ](#)

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

当中間会計期間末（平成15年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	146,968	660,256	513,287

前事業年度末（平成15年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	146,968	279,591	132,623

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成15年4月1日至 平成15年9月30日）及び前事業年度（自 平成15年1月8日至 平成15年3月31日）のいずれにおいても該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第1期）（自 平成15年1月8日 至 平成15年3月31日） | 平成15年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年7月25日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年10月1日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

株式会社みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	甲良 好夫
--------------	-------	-------

代表社員 関与社員	公認会計士	成澤 和己
--------------	-------	-------

関与社員	公認会計士	松村 直季
------	-------	-------

関与社員	公認会計士	江見 睦生
------	-------	-------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

株式会社みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員
関与社員 公認会計士 成澤 和己

関与社員 公認会計士 松村 直季

関与社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。